

第8期介護保険事業計画「取組と目標に対する自己評価シート」とりまとめシート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和4年度（年度末実績）			
	区分	タイトル	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価 (◎、○、△、×)	自己評価 (文書にて記載)	課題と対応策
津市	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進	本市は、高齢化率が29%を超えており、要介護認定率及び施設と在宅介護サービスの受給率が全国平均を上回っている状況である。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止によりサロン等通いの場や介護予防教室が中止、延期となっていた時期があったため、身体的機能・認知機能低下の予防をすとともに、重症化防止が必要である。	介護予防普及啓発事業、ふれあい・いきいきサロン事業、地域リハビリテーション活動支援事業を実施する。	①介護予防普及啓発事業（実施回数） R3 350回 R4 360回 R5 370回 ②ふれあい・いきいきサロン事業（参加総数） R3 117,000人 R4 122,000人 R5 127,000人 ③地域リハビリテーション活動支援事業（実施回数） R3 68回 R4 68回 R5 68回	①介護予防普及啓発事業 地域包括支援センターの専門職が地域の集まり等に出向き、講話や運動を通して介護予防に関する知識の普及、啓発を行った。 ②ふれあい・いきいきサロン事業 地域の介護予防や見守りの拠点として機能するよう、レクリエーションや体操、講演会などを通して地域の交流を深め、地域の居場所づくりを推進した。 ③地域リハビリテーション活動支援事業 各支援団体（会員）の年齢層や実施状況等を確認し、支援団体（会員）と専門職が話し合い、各自の取組の継続を図った。	①介護予防普及啓発事業△ ②ふれあい・いきいきサロン事業○ ③地域リハビリテーション活動支援事業○	①介護予防普及啓発事業 介護予防普及啓発事業では、地域包括支援センターの専門職が地域の集まり等に出向き、感染症対策を講じながら介護予防の意識向上のほか、運動機能、認知機能の維持・向上等の啓発に取り組んだ。令和3年度に比べ実施回数は増加しているが、コロナ禍において地域の集まり等が減少したことを受け出向く機会が減少したため、実施回数は目標に達しなかった。 ②ふれあい・いきいきサロン事業 ふれあい・いきいきサロン事業を感染症対策に最大限の配慮を行いつつ開催した。コロナ禍において、休止又は廃止して以降再開できていないサロンもあり、令和3年度に比べ開催回数及び参加者は増加しているが、参加総数は目標に達しなかった。 ③地域リハビリテーション活動支援事業 地域リハビリテーション活動支援事業では、専門職と各支援団体が意見交換を回り、介護予防への取組の意識を高めることができた。令和3年度に比べ実施回数は増加したが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施団体が減少しているため、実施回数は目標に達しなかった。	①介護予防普及啓発事業 介護予防普及啓発事業については、新型コロナウイルスの影響で講座を開催できなかった地域等においての事業実施に向けて、周知啓発方法を検討する必要がある。また、事業実施に当たっては、地域関係者とのつながりを保ち、地域の特性に応じた介護予防に取り組み、介護予防に対する意識の向上や閉じこもり予防等に努める必要がある。 ②ふれあい・いきいきサロン事業 ふれあい・いきいきサロン事業については、担い手として期待される生活・介護支援サポーター等に運営スタッフとしての協力について働きかけ、担い手の確保に努め活動が継続されるような支援が必要である。また、事業実施に当たっては、見守り活動等、地域の関係性が希薄とならないような事業を継続するとともに、コロナ禍において縮小したサロン活動を支援するサポート体制の充実も必要である。 ③地域リハビリテーション活動支援事業 地域リハビリテーション活動支援事業については、コロナ禍により地域の集まり等の開催が減少したことを踏まえて、周知啓発方法を見直した上で、生活支援コーディネーターやサロン等の関係機関へ働きかける必要がある。また、介護予防への取組の意識向上・継続のために、各団体の代表者や支援している専門職との意見交換を行うなど、より具体的な啓発、助言を行う場を設けていく。また、事業実施に当たっては、各団体の意見を反映した上での事業継続が必要である。
津市	②給付適正化	介護給付の適正化	【現状】 本市は、高齢化率が29%を超えており、75歳以上の後期高齢者比率が高く、要介護認定率及び介護サービスの受給率が全国平均を上回っている状況である。 【課題】 認定調査の平準化を図ることで、要支援・要介護認定の適正化を図る必要がある。	認定調査の公平・公正性の確保に配慮した調査を行うため、認定調査員に対する研修を実施する。	要支援・要介護認定の適正化（認定調査員研修開催回数） R3 1回 R4 1回 R5 1回	認定調査の公平・公正性の確保に配慮した調査を行うため、認定調査員に対する研修を実施する予定であったが、コロナ禍により開催できなかった。	×	コロナ禍により、研修開催の目的が立たず、本年度は集合研修を開催できなかった。 しかし、詳細な判断基準や調査時の注意事項についての共通した認識の浸透を図るため、各認定調査員所属事業所には、調査票確認時に不明箇所がある場合や、住民からの意見や苦情があった際に連絡し、より詳細に調査時の注意事項を伝え確認する事で、認定調査の適正化を図った。	【課題】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、大人数での研修の可否について検討する必要がある。 【対応策】 管内での感染状況によって、研修の開催の有無を検討していく。調査員に対し、日中開催の認定審査会への参加依頼を行い、審査委員からの直接的な意見を聞き取る事で、調査票の記載における視点や判断基準を養えるようにする等の方策を検討していく。
津市	②給付適正化	介護給付の適正化	【現状】 本市は、高齢化率が29%を超えており、75歳以上の後期高齢者比率が高く、要介護認定率及び介護サービスの受給率が全国平均を上回っている状況である。 【課題】 要支援・要介護認定者に対し、自立支援や重度化防止等の視点で、適正なケアプランが作成されているかどうかを把握する必要がある。	ケアプランチェックを実施することにより、適正なケアプランの作成を指導し、質の向上を図る。	ケアプランの点検（ケアプラン点検件数） R3 580件 R4 600件 R5 620件	ケアプランチェックを実施することにより、適正なケアプランの作成を指導し、質の向上を図った。	△	軽度者の福祉用具貸与に係るケアプランや短期入所サービスの長期利用に係るケアプランの点検や、居宅介護支援事業者の実地指導におけるケアプランの点検を実施した。その結果、福祉用具貸与のケアプランへの位置付けや手順をはじめ、医療系サービスを提供する場合の記載内容等について、介護支援専門員に再認識させることができた。	【課題】 要介護認定の有効期間の長期化等から、ケアプランの点検件数が減少し、目標を下回る実績となった。 【対応策】 三重県国民健康保険団体連合会から提供される適正化に係る帳票等でケアプランが提出されているか確認を行い、未提出が確認できた場合は、担当の介護支援専門員にケアプランの提出を促し、ケアプラン点検につなげていく。 また、点検の対象の選び方など、より実効性のある点検方法を検討していく。